

16. 子育ての相談窓口

事業名称 主な相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
育児の相談	青戸保健センター 金町保健センター 新小岩保健センター 水元保健センター	03(3602)1284 03(3607)4141 03(3696)3781 03(3627)1911	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
歯科健康相談	健康推進課	03(3602)1268	
健康に関する なんでも相談	健康ホットラインかつしか	03(3602)1244	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 (祝日・年末年始を除く)
子供の健康相談室 小児救急相談	東京都	#8000 または 03(5285)8898	月～金曜日 午後6時～翌朝8時 土・日・祝日・年末年始 午前8時～翌朝8時
子どもと家庭の総合相談 育児の悩み、家庭の問題、 虐待の不安など	子ども総合センター (子ども家庭係)	03(3602)1386 メール相談はP. 8をご覧ください	月～土曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
子どもの発達相談 就学前までの子どもの発達 が気になる方の相談	子ども総合センター (発達相談係)	03(3602)1388	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
子育て相談	金町子どもセンター (臨床心理士の相談は要予約)	03(5660)0004	月～土曜日 午前10時～午後6時 (祝日・年末年始を除く。5月5日は開所)
妊娠・子育て相談 妊娠期から就学前にわたる 様々な相談	子ども未来プラザ・基幹型児童館 電話番号・相談日時等はP. 14をご覧ください。		
悩みごと相談 カウンセラーによる女性の 一般相談	男女平等推進センター (要予約)	03(5698)2213	月・火・木・金曜日 午前10時～午後5時 水曜日 午後1時～午後8時 (5時以降は電話のみ・男性も可) (祝日・年末年始を除く)
児童虐待通報 子どもの虐待に関すること	子ども総合センター	03(3602)1389	月～土曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
児童相談 虐待、非行、養育困難、心身障害、 養育家庭(里親)など	葛飾区児童相談所	03(5698)0303	土・日・祝日・年末年始を 含む 24時間受付
4152(よいこに) 電話相談 養育上の問題、しつけ、 心身障害、非行など	東京都児童相談センター 聴覚言語障害者専用相談FAX	03(3366)4152 03(3366)6036	月～金曜日 午前9時～午後9時 土・日・祝日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時
SIDS電話相談 SIDSや病気・死産などで 子どもを亡くした家族 などに対する精神的支援	東京都	03(5320)4388	毎週金曜日 (休日・年末年始を除く) 午前10時～午後4時

年末年始は12/29～1/3

17. 葛飾区LINE公式アカウント

葛飾区LINE公式アカウントを
ご利用ください！

妊娠中の方や子育て中の方へ必要な
健診情報や子育てに関するイベント情報
をご案内しています。



※画像はイメージです

○子育て情報の受け取り方

葛飾区LINE公式アカウント内の総合メニューから「受信設定」を選択し、「子育て」にチェックを入れていただくと、葛飾区の子育てに関するお知らせが届きます。

また、出産予定日またはお子さんの生年月日を登録すると、妊娠週数・月齢に合わせた情報が配信されます。

詳しい登録方法はこちら→



葛飾区LINE公式アカウントの利用方法

利用方法



①LINEを起動しホーム画面
右上の🔍アイコンを押す

②QRコードを押す

③上のQRコードを読み取る

④友だちに追加する

LINEアプリの検索ボックスに「葛飾区」と入力し、友だち追加することもできます。

妊娠・出産

1

ママへ

2

たばこお酒

3

低出生体重

4

赤ちゃん

5

パパ・成長

6

防災

8

事故予防

9

おでかけ

10

相談・預かり

11

保育園等

12

急病

13

保健所等

14

区見相

15

相談窓口

16

区LINE

17

葛飾区子どもの権利条例

子どもは、一人一人かけがえのない存在です。
全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって権利が保障され、笑顔で幸せに豊かな生活を送ることができるよう、葛飾区子どもの権利条例を施行しました。

大切な子どもの権利

●安心して生きる権利

愛情をもって育てられ、健康に配慮され、あらゆる差別を受けず、安心して生活できます。

のびのびと育つ権利

遊んだり、学んだり、休んだりすることができます。また、文化、芸術、スポーツなど、豊かな経験ができます。

●守られる権利

いじめや暴力などから、守られます。また、気軽に相談ができ、必要な支援を受けることができます。

●参加する権利

自由に自分の意見を表すことができます。また、その意見は大切に受け止められ、尊重されます。

子どもの権利を守るための保護者の役割

家庭は、子どもの健やかな成長のために大切な場です。
保護者は、必要に応じて、区、区民等及び育ち学ぶ施設の協力及び支援を受けながら、子どもが健やかに成長できるよう努めます。

葛飾区子どもの権利条例の全文はこちらからご覧ください。▶



発行・編集：葛飾区子ども総合センター
母子保健係
葛飾区青戸4-15-14
TEL:03(3602)1387

初版発行：令和8年4月

表紙及び裏表紙の内容の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転売・複写等することを固く禁じます。

掲載情報は編集時のものです。制度改正・組織改正等により、一部内容が変更となる場合がございます。



葛飾区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。